

## 障がい者 関連情報

### 障がい児(者)等歯科診療「ふれあい」

☎水・木曜日。各曜日とも一般の歯科診療所に通院が困難な方 **受付時間** 午前9時～正午 **☎** 保険診療の自己負担分 **持ち物** 健康保険証、障害者手帳、お薬手帳 **☎** 1009365 **申問場** 電話で、健康推進課(健康センター) **☎** (376)9111 [診療受付時間中は **☎** (376)8009] へ

## いきいき シニア

### 国民年金の任意加入で将来の年金額を増やせます

60歳に到達した方は、国民年金の強制加入被保険者ではなくなりますが、65歳未満まで任意加入できる場合があります。

**☎** 20歳～60歳未満の国民年金保険料の納付月数が480月未満の方(老齢基礎年金の繰り上げ受給者・厚生年金加入者を除く) **期間** 任意加入手続き日(60歳の誕生日前日以降)から、納付月数が480月に到達または65歳の誕生日前日のいずれか早い方まで **持ち物** 基礎年金番号または個人番号分かるもの、預(貯)金通帳、金

融機関届出印、年金記録が分かるもの、本人確認書類(運転免許証など) **備考** 任意加入期間は免除などの利用不可。65歳～70歳未満の方で、70歳になるまでの期間に任意加入をすることで受給資格(10年以上)を満たす方は、特例制度あり。該当者は府中年金事務所へ要相談 **☎** 1001957 **☎** 市役所保険年金課 **☎** (338)6844、府中年金事務所 **☎** 042(361)1011

## 税

### 都税のお知らせ

● **東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税(家屋)の減免**  
減免を受けるには申請が必要です。

**☎** 太陽光発電システムの設置など、一定の要件を満たす新築の東京ゼロエミ住宅 **減免割合** 最大で住宅に係る不動産取得税の10割 **☎** 八王子都税事務所 **☎** 042(644)1111

● **自動車税種別割の軽減「ZEV導入促進税制」**

電気自動車などを取得した場合に、自動車税種別割を軽減する「ZEV導入促進税制」を実施しています。令和8年3月31日までに取得したものについて、初回新規登録を受けた年度と翌年度から5年度分の自動車税種別割全額を免除します。

**☎** 東京都自動車税コールセンター **☎**

03(3525)4066(平日午前9時～午後5時)

● **にせ都税メール・電話にご注意ください!**

都税事務所を装って、個人情報を不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。不審に感じた場合は即答せずに、次のお問い合わせ先までご連絡ください。また、万が一被害に遭った場合は、直ちに警察に通報してください。 **☎** 東京都主税局総務部総務課相談広報班 **☎** 03(5388)2925

**【共通事項】**

**備考** 詳細は、東京都主税局 **☎** <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/> 参照または要問い合わせ

**7月の本庁舎**

土 日

部分開庁

8日(土)・23日(日)

時間 午前8時30分～正午・午後1時～5時 **主な取り扱い業務** 印鑑登録・住所変更などの手続き、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書の交付、納税相談(日曜日のみ) **備考** 一部取り扱いできない業務あり。各終了時間の30分前までに来庁してください **☎** 1001741 **☎** 市民課 **☎** (338)6880、納税課 **☎** (338)6852、保険年金課 **☎** (338)6840

### 防災用品をあっせんします

災害時に備え、防災用品をご自宅に備えておきましょう!(例: 家具転倒防止用品、感震ブレーカー、消火器、アルファ化米、クラッカー、保存水、簡易トイレ、トイレ用脱臭剤、避難セット、多機能LED照明、カセットコンロなど)

**あっせん期間** 令和6年3月31日(日)まで **見本の展示** 8月1日(火)～9月1日(金)=市役所1階ロビー、上記期間以外=市役所2階防災安全課

前**備考** 詳細は、防災安全課、多摩センター駅出張所、永山・関戸各公民館、各市立図書館、各老人福祉館、各コミュニティセンター、三芳の森・連光寺各コミュニティ会館で配布のパンフレットまたは公式ホームページ参照 **☎** 1001555 **☎** 防災安全課 **☎** (338)6802・**☎** (371)2008

取り付け支援も行っています(7面参照)

## 守ります！個人情報 新しい多摩市の個人情報保護のしくみ

改正された個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)のもと、4月から新たな個人情報保護条例が施行されました。市は、市民の皆さんの個人情報を、個人情報保護法と条例に則って引き続き守る仕組みを構築しています。

**市の個人情報保護措置をご紹介します**

**多摩市の個人情報保護措置の全体像**

市の個人情報は、令和5年4月から、個人情報保護法と条例のもとで運用しています。これとは別に市議会が多摩市議会個人情報保護条例のもとで管理運用していますが、どちらも個人情報保護の水準に違いはありません。

市全体の保護措置は統括個人情報保護管理者(副市長)が全体管理を実施し、個人情報保護管理者(各課の課長)がそれぞれの部署で取り扱う個人情報について責任をもって管理します。

市は住民に最も身近な自治体であり、多くの個人情報を保有しています。その一つ一つを、しっかりと管理運用していきます。

**開示請求**

市の保有するご本人の個人情報(保有個人情報が記載されている行政文書など)について開示請求することができます(開示請求者以外の

個人に関する情報など個人情報保護法に規定されている不開示情報を除き開示)。ご自身の情報がどのように記録され、それは正確なのか、といった確認ができます。

開示請求の申請・開示事項の閲覧は無料、紙媒体などでの交付を希望する場合は規定の実費がかかります。

**情報公開・個人情報保護運営審議会**

市の個人情報保護条例で設置されている外部委員7人以内で構成され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運営を図るため、個人情報の取扱いや情報公開制度の運営に関する事項等を審議するため設置されています。

外部の専門的知見に基づいた意見をお聞きし、適正な運営を行います。

**個人情報保護安全管理委員会**

個人情報保護法に基づく安全管理措置を図るために、市の個別事業における個人情報の保護に関して、その運用が個人情報保護法や条例に則った運用になっているかを確認することを目的に、市のチェック組織として設置しています。

市の各種事業において、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合や保有個人情報を利用目的以外の目的のため利用し、または提供を

行うときは、市内部でその情報が業務遂行に必要なことなどの確認を行います。

**☎** 1005379 **☎** 文書法制課 **☎** (338)6829・**☎** (371)2008

情報公開・個人情報保護運営審議会

制度全体のチェック

専門的知見を活用

↓

外部の目でチェック

↓

安全管理委員会

組織内部で厳重にチェックと管理

目的外利用を制限

外部提供を制限

情報漏えい防止と対策

委託業務をしっかりと管理

保有個人情報